

対応分類の変更について（案）

【変更前】

- S : 平成29年6月末までに既に対応が終了しているもの
- A : 平成29年度内に対応が終了するもの
・運用改善で実現可能なものや、検証に要する時間が短くて良いもの等早期に対応が可能なもの
- B : 検討にやや時間を要するもの
(平成30年度以降対応)
・要望の実現には実証実験が必要である等により、検討に時間を要するもの
- C : 検討の結果対応が困難なもの
(対応時期未定)
・国際標準との関係や、技術的な問題があるもの等現時点で対応が困難なもの
- D : 現行制度で対応可能なもの(対応不要)
・事実誤認や現状のまま実現可能なもの

【変更後】

- A : 現行制度で対応可能
・制度改正を行わずとも現行の枠組みにより対応可能なもの等、現状のまま要望の実現が可能なもの
- B1 : 平成29年6月末までに対応済
・今回の要望を受けて、平成29年6月末までに制度改正等により対応を行ったもの
- B2 : 平成29年度内に対応
・運用改善で対応が可能なもの、検討に要する時間が短いもの等早期に対応する予定であるもの
- B3 : 平成30年度以降に対応
・要望の実現には海外事例の調査や関係者との調整が必要である等により、検討にやや時間を要するもの
- C : 検討の結果対応が困難
・国際標準との関係、安全性の確保の観点等により現時点で対応が困難なもの